

**津田秀夫文庫文書目録8 和泉国南郡・日根郡地域
史料：貝塚寺内ト半家文書・中庄新川家文書を中
心に**

| | |
|-----|---|
| 著者 | 曾我 友良 |
| 雑誌名 | 関西大学博物館紀要 |
| 巻 | 15 |
| ページ | 59-83 |
| 発行年 | 2009-03-31 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/2883 |

和泉国南郡・日根郡地域史料

― 貝塚寺内卜半家文書・中庄新川家文書を中心に ―

曾我友良

一 はじめに

津田秀夫文庫のうち和泉国南部（一般に泉南地域）と呼ばれる、南郡・日根郡の地域史料について紹介していく。仮目録として、泉南地域には貝塚寺内卜半家と中庄新川家の文書の二つに分類作成されていたが、その分類以外にも藤井村文書とおぼしき史料群も確認できたため、合わせて検討する。

貝塚寺内卜半家は、願泉寺住職であり、かつ近世においては貝塚寺内町の地頭（領主）であった。「貝塚寺内基立書」によると、根来寺の僧右京坊（のちの卜半斎了珍）なる人物を、その昔応仁年間（一四六七―一四六九）に布教のため和泉国を巡った本願寺第八世蓮如が逗留した庵寺に迎え住持とし、天文一九年（一五五〇）に再興したとある。ただし、同時代史料との比較検討により、了珍が入寺した時期は起立書よりも下のものと推定されている。はっきりしているのは、天正八年（一五八〇）年四月に大坂を出て紀州鷲ノ森に移った本願寺が、天正一一年七月に貝

塚へ移ったことである。天文一九年から三〇年余りの隔たりがあるが、この間に本願寺を置くことができるだけの状況が整えられていたと考えてよいだろう。貝塚本願寺には近国はもちろん全国各地から門徒が訪れ賑わったことは想像に難くない。この後天正一三年八月に本願寺は大坂天満（中島）へ移るが、その後も貝塚は寺内町としての繁栄を継続させた。天正一三年三月、秀吉の紀州攻めに際して貝塚に近い近木川の両岸は戦場となったが、了珍が仲介し積善寺・沢城の開城に尽力したとされる。このことがあつてか、了珍は息子二代了閑（はじめ新川石見と称する）とともに豊臣政権下において和泉国の代官としての役割を果たした。慶長一五年（一六一〇）、寺内町民は領主的支配をおこなう了閑を幕府に訴えるものの、町民らの主張は退けられ、了閑に対して寺内の諸役を免許する黒印状が発給された。このことにより、岸和田城主小出氏の所領とされていた貝塚寺内は、明治維新期に至るまで卜半家が地頭として支配する体制が継続した。地理的には、海に面して貝塚浦を持ち、紀州街道・水間街道が寺内町を貫いていることが寺内町繁栄の基礎にあり、

泉南地域では城下町岸和田・在郷町佐野とともに主要な町場であった。

なお、現在願泉寺卜半家にのこる古文書は、貝塚市内町歴史研究会主導のもと、貝塚市教育委員会と連携して、史料調査が進められている。最終的な数量は確定していないが、およそ五〇〇〇点にのぼると見られる。その史料群の中には「津田分類」と呼ばれる、いろは順のかなと番号の組み合わせによる整理番号が鉛筆書きされており、かつての史料調査の痕跡が確認できる。このことから、津田秀夫文庫の卜半家文書はこの史料群の一部であったと考えると差し支えないだろう。

中庄新川家は、近年の研究で卜半家（貝塚新川家）の出自と考えられている泉南地域の土豪新川一門衆の一つの家である。新川盛政が礎を築いたとされ、慶長元年（一五九六）頃小堀正次に登用されている。その後関ヶ原合戦への参陣、備中国代官や近江国惣検地役人としての活躍が確認されている。慶長九年頃には中庄に戻り在地代官をつとめた。しかし、天明八年（一七八八）主家小堀家、近江國小室藩は改易されたため、和泉国における小室藩領の在地代官の職を失った。しかし、その後も新川家は武家としての格式を保ちつつ、中庄村に存在し続けた。なお、新川家にのこる古文書は、泉佐野市史編さん事業の過程で調査が行われている。津田秀夫文庫の新川家文書はこの史料群の一部であった可能性が高い。

藤井村（現在の岸和田市藤井町にあたる範囲）は、岸和田城下町に隣接する野村・沼村・別所村の東に位置する村で、近世を通して岸和田藩領であった。村高は慶長九年（一六〇四）の「加守郷藤井村指出帳」には一八五石余、元文五年（一六九四）の「泉州四郡村々高付帳」には二

二六石余と記載されている。藤井村の庄屋を代々つとめた市兵衛家にのこる古文書（藪家文書）は岸和田市史編纂事業において確認されており、津田秀夫文庫との関連が深いと考えられる。

以上、三つの史料群それぞれを項目立てし、今回詳細目録にまとめた。なお、データは古文書室研究員橋本猛氏が作成した仮目録を基本としている。膨大な史料整理があつてはじめて詳細目録が作成できた。また、作成の折には多くのご教示とご協力を得た。記して感謝の意を表する。

二 文書の概要

1 ト半家文書について

この文書は五五点からなり、宝暦三年（一七五三）から明治二年（一八六九）に至る問屋仲間などを中心とした商業関係史料で構成されている。内容により、①魚問屋、②塩・諸色問屋、③冥加金関係などに大別できる。これまで詳らかではない貝塚寺内の商業史の解明につながる史料である。なお、貝塚市教育委員会において貝塚寺内の商家にのこる古文書を調査整理し、その二次史料の学術的利用を進めている。一つは貝塚寺内の紀州街道大坂側の入り口に位置し、旅籠屋のちに肥料も商った尾食家にのこる古文書である。もう一つは、天保期から諸色問屋として北海道・東北・北陸の米や肥料を北前船で買い付けを行い、明治二九年（一八九六）に創立した貝塚銀行の初代頭取をつとめた廣海家にのこる古文書である。これに先の願泉寺文書を加え、現在三つの史料群が調査整理されている。津田文庫と合わせて、近世・近代における貝塚およ

び泉南地域の商業史を分析する上で欠かせない史料群である。

2 新川家文書について

この文書は四六点からなり、承応二年（一六五三）から文久元年（一八六一）に至る中庄村・瓦屋村の支配・商業に関する史料で構成されている。内容により、①佐野村・中庄村の浦境争論、②油稼、③難船、④小室藩改易に関わる郷借問題、⑤田地証文（俵屋新田）などに大別できる。すでに『新修泉佐野市史』第六巻史料編近世Ⅰで紹介されている新川善清家所蔵文書には、内容に重なりのある史料が多く見受けられる。市史では紙幅の都合により小室藩改易に関する史料（分類④に該当）を中心に掲載されているが、かつて筆者が新川善清家所蔵文書の史料目録作成に関わり、同史料を閲覧した折、分類①・③・④の史料を確認している。また、本稿と同時期の刊行となる『新修泉佐野市史』第二巻通史編近世において、「近世の湊浦と泉南地域の浦」（北林千鶴氏分担執筆）の章で分類①・③について紹介される予定であり、参照されたい。なお、分類②・⑤に関しては、卜半家文書と同様に、商業関係史料を抽出されたものと考えられ、中庄村湊浦の商業史の解明に大きな役割を果たす史料である。

3 藤井村文書について

この文書は八点からなり、宝永六年（一七〇九）から天保四年（一八三三）に至る藤井村の支配に関する史料で構成されている。分量から大別する必要もなく、水利や田地に関わるものが多く含まれている。

三 個別史料の翻刻

ここでは、三つの史料群それぞれの特徴をあらわす史料をピックアップし、翻刻と解説を付け加えたい。

1 卜半家文書より

史料群の中でも最も古い、貝塚の商業、浦の様子を示す史料を紹介する。

まず、宝暦三年（一七五三）一〇月に、浦年寄共から卜半家重臣に宛てて出された貝塚浦の困窮を訴える願書である。かつての貝塚浦の繁栄から一転、六〇〜七〇艘あった「手繰舟」はわずか七、八艘に減少し、「大網」も中絶するなど、廻船業・漁業の衰退の激しさを物語っている。とくに、貝塚浦の仕事がなく魚屋や雑魚売りが「陸働」に転じたこと、海産物が他所の魚屋によって供給されている状況を嘆いている。そうした状況を打開し、かつてのように「手繰舟」・「大網」を復興させるため、問屋株の創設を求めている。

【史料一】（卜半家文書通番一）

乍恐以書付御願申上候

一 先年ハ御当浦ニ手繰舟六、七十艘も有之、其上大網も有之、又者沢山ニ而浦方小商人者不申及、其外働多ク賑敷御座候所、近年段々手繰舟減少仕、只今ニ而ハ七、八艘ならでハ無之候、其上大網も中絶仕右之外ニ他所之送り肴も殊之外無数、旁以浦 方段々及困窮、

魚屋其外ざこ壳等も皆々陸働ニ罷成、只今ニ而ハ惣分・町方・旅籠屋ニ至迄入用肴ハ他所ノ肴屋入込夥敷商内致申候、是も御当地ニ而肴調不申、不自由ニ而、無是非他所肴屋ニ買申様ニ相成、扱々外聞旁歎ケ數次第二奉存候、依之何とぞ先年之通り手繰舟・大網取立申度、兼而相談も致見申候へとも、右手繰舟・大網之仕入何分大銀之入申事ゆへ、無是非是迄打捨ニ相成申候、乍併其模様致方ニ今、御上ノ御赦免被 成遣候ハ、銀主も出来可申様子ニ相見へ申候間、何とぞ銀主出来仕候様ニ致度奉存候、依之右取立申候致方左ニ奉申上候御事

一 此度手繰舟新ニ三十艘計拵、其外大網も拵、手繰舟之儀ハ追々作増舟數出来仕候様ニ致、右手繰舟之仕込、飯米・味噌・醬油・薪等ニ至迄、右銀主方より仕送り、夏・秋ハ当浦ニ而働、十月今二、三月迄之間ハ、紀州・淡洲辺、其他他浦へも働ニ遣、又ハ商内舟ニも差下シ、四季とも肴不自由ニ無之様ニ仕、其上正月之塩物ニ至迄、爰元ニ而調申様ニ仕候得者、肴も沢山ニ而不自由ニ無之候へハ惣分入用肴も当地ニ而調、他所肴屋ニ買申ニ不及候様ニ相成可申候御事

一 右之通りニ相成り申事ニ候へハ、右手繰舟并大網共此度之銀主永々株持ニ相成候様ニ致遣シ、猶又右漁舟・大網之肴毎日右銀主方問屋ニ致市立、銀主心任せニ壳払ハせ可申候御事

一 是迄之手繰舟之肴、又ハ当灘浦ノ之送り肴之儀ハ、下地之御問屋之御支配ニ而、此度之銀主方にてハ売らせ不申、此度各段々新ニ拵申手繰・大網之肴、又ハ田舎ノ入津之品ハ此度之銀主方ニ而市仕候処ニ致度候御事

一 右之通りニ候へハ問屋ニ株ニ相成り面倒ニ被思召上候ハ、下地之間屋株永々御譲り被下候ハ、此度之銀主ニ引受させ、只一株ニ致させ可申候、此義ハ十年・廿年之限り有之候而ハ得引受不申候、相応之御礼銀ニ而永々御譲り被下候ハ、相談致見可申候、併下地之間屋一株ニ引受申義、此度之銀主望申義ハ、曾而以無之候、二株面倒ニ被 思召上候ハ、御礼銀さへ相応之儀御座候ハ、一所ニ引受させ可申候御事

右之通り永々株持ニ御赦免被 仰下候義ニ御座候ハ、取メ今一応相談仕見申度候、右願之通り成就仕候得者、段々賑敷相成り、浦方働も出来、小商人ハ不申及、小者等ニ至迄相応之働有之、殊之外賑敷罷成り、小前之者共悦申事ニ御座候間、何とぞ右之通御赦免被 仰出候様奉願候、左候ハ、右銀主よりも御願書差出させ可申候、以上

宝曆三癸酉年十月

浦年寄共

木原兵左衛門様

木原左内様

津田治部之進様

この史料に続く、同じく宝曆三年一二月には寺内の有力町人加守屋庄兵衛から下半家重臣に宛てて塩問屋株と魚問屋株を認めてもらうよう願書が出された。このなかで、①貝塚の塩商いがうまくいかないのは塩問

屋がないことに原因があること、②二軒以上だと場所も狭く、差し支え難洪することから、塩問屋は自分一軒だけが株を所有したいこと、③魚問屋と合わせて許可してほしいこと、などを庄兵衛が主張している。冥加金二〇両を毎年差し上げるということも約束しており、貝塚浦の復興を一手に引き受けようとする様子が窺える。

【史料二】(ト半家文書通番二)

乍恐書付ヲ以御願奉申上候

一御当地塩問屋株無御座候ニ付、塩商不勝手奉存候、塩問屋出来仕候得者、手広商相成可申と乍恐奉存候、依之塩問屋株一株故、立見申度奉存候、何卒私へ塩問屋株一株御赦免被為 成下候ハ、為冥加御積金式拾両毎年差上可申候、先達而浦方困窮ニ付魚問屋株之義も御願奉申上置候、万一御憐愍ヲ以魚問屋御赦免被為 成下候ハ、難有可奉存候、右魚問屋之義者先達而奉申上候通、当分ハ過半失墜仕相續可仕存意御座候、夫ニ付少シ成共失墜無之様、此上相考塩問屋も仕候得者、召仕之手代共抱勝手宜敷、何卒浦方繁昌仕候様ニ乍恐奉存候、併御当浦過分手広場所ニ而も無御座候得者、此後外ハ塩問屋株御願申上候共、私御願申上候株之外問屋株出来不仕候様ニ偏ニ奉願上候、二株ニ相成候而者甚差問難洪仕候、此段奉願上候、右御積金毎年差上可申上候間、乍恐末々外々塩問屋株出来不仕候様ニ、私へ一株ニ御赦免被為 仰付被下候ハ、广大之御慈悲と難有可奉存候、以上

加守屋

宝曆三癸酉年十二月

庄兵衛(印)

木原兵左衛門様
木原左内様
津田治部之進様

先の願書を受けて、ト半役所(貝塚寺内を治めるト半家の政務を掌る)から加守屋庄兵衛に対し魚問屋株、新規手繰船・大網などの取り立てを許可する旨申し渡された。また、塩問屋株は差し免じ難いとしながらも、「浦方大望之願」であり賑わいのためとして許可している。

【史料三】(ト半家文書通番三)

叩

加守屋

庄兵衛江申渡覚

一浦方惣分爲繁昌浦年寄共より書付差出し、猶又其方々も願出候之段聞届候、依之浦方賑のため此度魚問屋株、且又新規手繰船并大網等取立候儀茂差免候、勿論浦年寄共ニ茂諸事可致心添旨申渡候事ニ候得者、弥申合、末々致繁昌候様、随分可致出精候、且又塩問屋株之儀願書差出候、此等之儀格別ニ難差免儀ニ候得共、右浦方大望之願ニ候得者、是又賑のため其方江差免候之条、旁以無滞様ニ万事相慎可致相續者也

酉

十二月

これら三点の史料は貝塚浦の一八世紀半ばの様子を示すとともに、これより後の復興に向けて、その起爆剤として問屋株が位置づけられていたことを明らかにしている。

その後の問屋株の動向は、明和六年（一七六九）に塩問屋伊右衛門が休み株となったことから、川崎屋嘉七・岸喜左衛門・江戸屋徳兵衛・中西久太郎の四軒が塩問屋株を希望し、それぞれ冥加銀二〇枚を差し出すことを約束している。宝暦三年に塩問屋株を認められた加守屋庄兵衛と明和六年の塩問屋伊右衛門の関係は、その間の史料がなく明らかではないが、一株の塩問屋株がこの時四株の増株を許可されていることは他の史料からも確認できる。

【史料四】（卜半家文書通番六）

乍恐口上書ヲ以奉申上候

一此度問屋伊右衛門塩株相休被申候ニ付、私共四軒其外望之者候ハ、差加ニ而成共、御冥加銀式拾枚宛指上相勤申様ニ被為 仰付難有御請奉申上候

一右御冥加銀之義来寅ノ年より指上候様ニ奉願上候、以上

川崎屋嘉七（印）
岸喜左衛門（印）
江戸屋徳兵衛（印）
中西久太郎（印）

明和六己丑年十一月朔日

津田治部之進様

右問屋中御受書之趣、毛頭相違無御座候、以上

丑ノ十一月朔日

津田治部之進様

岸与三兵衛（印）
井筒屋宗右衛門（印）
布屋清兵衛（印）

四軒の塩問屋はこのち、文政五年（一八二二）に「四海講」と呼ばれる講組織を結成し、願泉寺で執り行われる報恩講において「御通夜衆中」へ粥をふるまうことが確認されている（貝塚市教育委員会寄託廣海家文書「雑用帳」）。また、その間構成メンバーの交代が見られた。天保三年（一八三二）塩問屋冥加銀二〇枚ずつを、冥加金五両ずつへの変更を問屋仲「泉州貝塚四海安全仲間屋組合」より卜半家重臣に願ひ出ている。また、この頃実際には塩以外の商品売買が中心となっていたことから、塩問屋を「諸色問屋」と改名した。

【史料五】（卜半家文書通番一一）

乍恐御願奉申上候

一御当浦塩問屋之儀者、古来より私共江被為 仰付、為御冥加例年銀式拾枚上納仕来候、且又近年之振合、昨寅年十二月書附を以、右御冥加銀御減少被為 成下度段、御歎奉申上置候御事ニ御座候、然ル処此度相改御願奉申上候、当年之処下地通り銀式拾枚可奉上納候、此儀当年限り堅御赦免被為 成下度候、明年ハ塩御冥加ニ不抱相改、万問屋為御冥加銀軒別金五両宛四株、都合金式拾両可奉上納候、此段何卒御許容被為 成下候ハ、御慈悲難有可奉存上候、以上

「泉州貝塚

問屋仲「印」 四海安全仲

問屋組合」

天保二辛卯十二月十六日

目黒平右衛門様

新川 環 様

並河主計様

並河主計様

なお、天保五年（一八三四）五月に諸色問屋に貝塚寺内南之町の塩屋治郎兵衛が一旦仰せ付けられたものの、仲間一統の訴えなどから同年七月には解任された。当時問屋仲間のうち松屋安太郎の難渋や、家中惣太郎の相続など混乱が見られたが、明瀬長右衛門徳逸の娘ひろが摂津鳴尾の酒造家辰馬半右衛門家の息子惣太郎と結婚し、廣海の姓をト半家より与えられ、諸色問屋を引き継いでいくこととなった。これ以降、廣海家を中心に諸色問屋はさらに発展することとなる。

【史料七】（ト半家文書通番一三）

乍恐奉御歎願上候

一先月廿四日私共被為 御召出候砌塩屋治郎兵衛方へ「 色問

屋被為仰付候趣、問屋仲江披露仕候様被為 仰聞奉畏入罷退、其

後仲間一統寄合致、右訳合及相談候所、先達而令奉御□□ニ達候通、

仲間内ニ而忝屋安太郎難□□歎ニ相聞候処右同人株江対シ中間令

銀出入等も有之所、未夕其儀も否や難相分勿論相片付候得者、外令

以為之方も有之歎ニ相聞「 候得共、已前問屋組合之儀御聞調御

□候ニ付、往昔ヨリ問屋取締之始末数度委敷奉願上候趣意ニ令、御

憐愍を以已来右問屋四軒ニ相限候様蒙 御許容難有「 依之

御繁栄之御当所ニ住居之私共故、何卒御冥加と存例年霜月御法会之

御御法座引立ニも可相成申候得者、御報恩射ニも「 与愚意之

薄志ヲ相企候所、御賢察被為有、則四海講与迄御講名被為成下候趣

【史料六】（ト半家文書通番一二）

乍恐口上

問屋仲

一御益銀之儀前来令昨年迄塩問屋為御冥加銀式拾枚上納いたし來候所、

当時者塩商内坏之儀者甚聊成儀ニ付、則昨年御冥加銀御免被為 成

下度段、御願奉申上候所、御聞濟被為 成下当年令相改、諸色問屋

為御益

一金式拾両可奉御上納儀御聞濟ニ相成罷在候、依之当年之儀者初年之

事故、御請書御下ケ之儀ニ附、文面乍恐御願茂有之候得共、御支納

時分故、御用繁折柄奉恐察差扣居申候、何卒明春御願可奉申候間、

其節御聞届被為 成下候ハ、難有可奉存上候、此度之儀者切紙ニ

而仮御墨附御下ケ被為成下度御願奉申上候、以上

「泉州貝塚

問屋仲「印」 四海安全仲

問屋組合」

天保三壬辰年十二月

目黒平右衛門様

奉蒙御論言之一統恐悅至極難有奉存候間、昔□□相守居候義ニ御座

候夫ニ付、纔四軒之義□候得者若壹軒ニ而も株減候而者、取締之株

ニ相洩候与存愚意之碎前書之訳合毎度談居候義ニ御座候、然ニ縱令

新規ニ□□望候之方有之候共差支等有之、亦者不氣合之方相加へ而

者何事も和熟難調夫而已中間、破談之基其段如何計歎ケ敷御義ニ御

（一）、且亦問屋株聽候得者繁栄之様子ニも相聞候得□、往昔之

成行相考見申候処、御当浦壳捌ケ方場狭成義ニ付株聽候得者、相互

ニ壳捌不勘定ニも不顧饋勝ニ壳買仕候、同列ニ陥し商壳難立往衰微

におよひ、却而自己不繁栄之基ニも奉懸察、其段何共一統歎ケ敷奉

存候、夫ニ付仲間之義、其趣意ニ心を傾熟談難□、勿論夫而已干鯛

屋一統市建連も、右様万事和熟出来不申内者、不熟様相聞候ニ付、

右前書何角訳立仕候迄否や、委敷難申上（一）間、乍恐御賢察之

上御憐愍を以暫く御猶予被為 成下候ハ、御慈悲難有可奉存候、

以上

〔泉州貝塚

問屋仲〔印〕四海安全仲

天保五甲午

問屋組合〕

六月十五日

目黒平右衛門様

並河主計様

【史料八】（卜半家文書通番一四）

乍恐奉追訟候

願人 問屋仲

中西永太郎

岸喜左衛門

嘉中惣太郎

松屋安太郎

一先月廿四日問屋年行司御召之上、塩屋治郎兵衛方江此度問屋被為

仰付候趣一統江披露之義被為 仰聞候始末ニ付、当十五日委細歎書

奉差上候処、翌十六日一統御召之上御威光之御利解被為 仰聞奉恐

入罷退候而、懇談之上乍恐左ニ歎書奉差上候、右件ニ付其砌之念之

入取締方々寄合仕候而、一統組合中ニ何等差支之有無篤卜再念之入

相調見申候、右治郎兵衛組合ニ相加候而者、新規成る方者建往可申

二候得共、都而一方者百年余も組合ニ而相互ニ何事も和熟之間柄難

建往、目前之同判委敷乍聞取其義難懸止奉察、依之去ル文政十一戊

子年其始末微細ニ歎書奉差上候処、御賢察之上尤ニ被為聞召分御憐

愍厚思召を以則治郎兵衛方江問屋之義御赦免無之一統冥加至極難有

奉存候間、其以来尚更問屋四軒株と堅取締致相守居候義ニ御座候、

夫ニ付若壹軒ニ而も難建往方出来候而者四軒ニ相洩候と存、柰屋安

太郎株難建往候得者、何分取建趣意ニ一統心配致居候ニ付、右同

一株対シ仲間之式貫五百八拾匁取替銀有之ニ付、返銀難出来候得者

仲間江譲り株一札等差入埒付ニ等閑ニ致訳合立不申故成行駢と難申

上延引仕候、然ル処四株之義と堅心得居候ニ付、一株加入方延引仕

候共四株之御冥加違変有之間敷候、縦令新規成株望之方有之候而も、仲間差支之者相加江候而者万事和熟難出来、其段歎ケ敷奉存候、勿論治郎兵衛義者前書之趣意ニ御座候ニ付、相加候而者一方難建往ニ付、就ハ繁栄共難存、乍去差支無之余人相加相互ニ励合イ候得者、其義繁栄之塞歎ニも奉察候ニ付、其段乍恐御賢察被為 成下、御威光ニ而達而加入之義者何卒御憐愍を以、暫ク御猶予被為成下候ハ、御慈悲難有可奉存候、以上、

衾屋

安太郎

右御聞違ニ付落印仕候

嘉中

惣太郎(印)

代佐助(印)

岸

喜左衛門(印)

代徳次郎(印)

中西

永太郎(印)

代仁兵衛(印)

目黒平右衛門様

並河主計様

【史料九】(卜半家文書通番一五)

乍恐奉追訟候

願人問屋仲

一此度塩屋次郎兵衛方江諸色問屋 被為 仰付候義者、全以浦方繁栄ニをよひ、浜働之諸人助精ニも可相成歎ト御憐 愍厚被為思召候儀を感心も乍致、私共 仲間一統其俄不顧差支等も在之不気合之趣を以組合一統不得心之旨度々奉御■申上候段奉恐入、依之再三被為御利解仰附并ニ浦方御役所迎も無洩所念之入御思召通委敷被申聞候得共、不得止事御断申上候義剛性之趣ニ致為有御聞取御不審も可在之歎、其段奉恐入候ニ付、荒増奉言上候、定而被為御存在候、奉懸察候得共、元来次郎兵衛義ハ先代岸喜左衛門存命中分丁稚之御り當時自分奉公引取商売ニ取掛り候迄商内之道筋万事厚心ヲ添只今之身分允銘々別運ト乍申、恩儀を忘却いたし剩百年余も仕来り渡世之客先迄奪取度不実を相企候心懸之相手ニ候得者、万端其通ニ等敷候ニ付、何事も和熟難調破談之基と察入、勿論年旧名深之喜左衛門と難見競、其段如何斗歎ケ敷奉存候、然ル所旧仕以之商売之害ヲ成シ新規ニ相企候共、繁栄ニも不相成歎ニ奉懸察候ニ付、乍恐始末御堅察之上何卒御憐愍を以次郎兵衛問屋之儀者暫御赦免無之様御利解被為仰聞成下候へ者、御慈悲難在可奉存候、以上、

松屋

安太郎

右御聞達しニ附落印仕候

嘉中

天保五甲午年

六月二五日

惣太郎(印)

代茂七(印)

岸

喜左衛門(印)

代徳次郎(印)

中西

永太郎(印)

代仁兵衛(印)

目黒平右衛門様

並河主計様

是悲対決仕、其上差支又ハ差支ニ不成候義御聞召分被為 成下度、

三軒之為さへ相成候得ハ、私共難相立行相成候而も御慈悲無之段歎ケ數奉存候、何卒御憐愍之程幾重ニも押而御歎キ奉申上候、右始末乍恐御聞召分被為 成下度、渡世ニ相成候由之御賢慮被為 成下度候得者、広太之御慈悲難有仕合ニ可奉存候、已上

南之町水間屋

天保五年甲午七月廿五日

目黒平右衛門様

並河主計様

治左衛門(印)

【史料一〇】(ト半家文書通番一八)

乍恐御歎キ奉申上候

一塩屋治郎兵衛問屋御差止ニ相成奉驚入、度々御歎キ奉申上候得共、又候御下ケ被成下、歎ケ數奉存候左ニ乍恐又候奉歎キ上候

一私渡世之義ハ炭薪等商内ニ御座候、元手薄キ私故現銀者甚迷惑仕候、是迄治郎兵衛相願世話ニ相成、又ハ外ニ而も世話ニ相成渡世仕居候所、近年者入津も無数日々凌難出来心配仕居候所、治郎兵衛へ問屋被為 仰付候ニ付、代呂物沢山ニ入津仕候ニ付、何程ニ而も亮込呉、勿論銀子之世話も無之相悦居候処、前文之仕合ニ而者当惑仕候、右様ニ而ハ私渡世弥々必至ニ差語り甚当惑仕候、外三軒之間屋之差支ニ相成候段承り申候、左候へハ何分歎差支相成候哉、私忝人ニ而も

ト半家文書はこのように、宗教的史料は含まれず、商業史料、とりわけ問屋の変遷を窺える史料が中心となっている。

2 新川家文書より

史料群の中でまとまりのある佐野浦と鶴原浦との間に見られる境争論について紹介したい。

まず、承応二年(一六五三)の境争論について、鶴原村庄屋・年寄仲から灘目御暖中(海道年寄中)に宛てて証文を提出した。この史料は灘目御暖中の「暖」(仲裁・調停)によって佐野浦・鶴原浦の境目が画定したことに対する鶴原村側の請証文と思われる。もともと中庄湊村は浦役を村として課されており、浜辺での権利を有していない村である。したがって、浦を利用するために、佐野浦に対し「船役賄」「浦賄」を支払い、佐野浦が持つ権利の一部を認められていた。また、古御坊村は

鶴原村の垣内集落であり、鶴原浦の前身と位置づけられているようである。

【史料一二】(新川家文書通番二)

証文之事

一 今度佐野・鶴原両浦之境出入御座候所、海辺年寄中御唼被成境々場所古御坊村之内浜ニ御かへ被成候、然所古御坊村表借家之外北東ハ何程建出与候、船役賄・浦賄之儀往古之ことく佐野へ取可被申候事

以来鶴原村の構申義無之所実正也、為後仍如件

鶴原浦年寄

承応二年

介左衛門

巳十月廿一日

利右衛門

長兵衛

同村庄屋

所右衛門

源右衛門

又左衛門

灘目

御唼衆中

先の史料と同日付けで春木・岸和田・嘉祥寺・岡田・樽井の五つの浦の庄屋・年寄らが鶴原浦の庄屋・年寄に宛てて出したものである。陸の

境として「北出村みこし道」より北側を鶴原領として画定している。北出村は下瓦屋村の垣内集落であり、中庄村と同様浦役を課されていない。海辺は四十間程北側まで佐野浦が鶴原側に食い込む形となっていることがわかる。

【史料一二】(新川家文書通番三)

一 此度佐野・鶴原出入ニ付而承届申候、北出村みこし道ハ北鶴原領内実正明白也、然所ニみこし道ハ北之海辺四拾間計唼之者共鶴原ハ引請佐野へ遣し申候、此外委敷証人別紙ニ佐野・鶴原両村へ我等ハ相渡シ申候ニ、重而証文致渡候事、海辺計を申請陸地ニ毛頭佐野ハ構無御座候を以如此ニ候、何分陸地ニ付佐野ハ異義候ハ、我々罷出可申分候為其連判仍而如件

承応三年

春木浦

巳十月廿一日

又兵衛

岸和田浦

清兵衛

同浦

仁左衛門

鶴原浦

嘉祥寺浦

御年寄中

北左近

同村

同浦

南右衛門

御庄屋中

同浦

助兵衛

同浦

次左衛門

岡田浦 庄兵へ
 同浦 李兵へ
 同浦 権右衛門
 樽井浦 右馬太郎
 同浦 左兵衛
 同浦 善右衛門

とけ可申と、鶴原庄や年寄中請逢被申候、以来佐野二手くり御座候
 共、右之通り両浦共ニ相違有間敷候御事
 一みこし道分北之方鶴原村之領内ニ候へ者、陸地ニおゐて佐野分少も
 構有無間敷候事
 一鶴原浦分噺中へ被申船役・浦役賄之証文、則佐野浦ニ相渡シ申候
 右之通少茂相違有間敷者也、仍而噺之証文如件

はるき

承応貳年

巳十月廿一日

岸和田浦庄屋

清兵へ

同浦年寄

仁左衛門

嘉祥寺浦庄や

北左近

同浦年寄

南右衛門

同 助兵衛

同 治左衛門

岡田浦庄や

庄兵へ

同年寄

李兵へ

同 権右衛門

続く史料も同日で宛所が佐野浦年寄中に変わっている。文言は違いが見られ、「鶴原浦北出川西之流」から「佐野浦住よし川北之流」までが佐野浦に含まれている。これは先の史料の「四拾間計」鶴原側へ食い込んでいるとする説明に符合する。また、陸の境の「みこし道」も同様である。

【史料一三】(新川家文書通番四)

今度佐野鶴原浦之境出入御座候而御公儀様分岸和田御領内浦々
 年寄共被仰付噺申候事

一鶴原浦北出川西之流迄佐野浦住よし川北之流迄を限り、両川之間に
 大網入合ニ引可被申候事

一かけ網・手操網之儀ハ、右両川之間かけ網立申所をハ、手くり網引
 申間敷候、自然手操網ニ而かけ網を引、損失仕候ハ、手操衆分異儀
 なく代物ニ而欠網ニ而被弁可申候、当分ハ佐野ニ欠網御座候、鶴原
 二手操御座候儀者手くりニ而欠網引損失仕候、人知せ不申候ハ、鶴
 原浦中へ何分ニも吟味いたし、かけ網主無うたかい様ニせんざくを

樽井浦庄や

右馬太郎

同年寄 左兵へ

同 善左衛門

佐野浦

御年寄中

また、元禄年間（一六八八―一七〇四）には、湊浦が佐野浦の支配下に位置づけられようとする動きが見られる。このことは、国絵図作成と関わりが深いと思われ、佐野村の隣村である俵屋新田が日根野村の垣内集落として日根野村提出の絵図に描かれた（実際の国絵図には独立村として記載される）ことから、同様のことが発生したと考えてよい。佐野浦が浦役を課せられていない湊浦の立場の弱さに付け込もうとしたが、湊浦は佐野浦に「船役賄」「浦賄」を納めており、難船の救出などへの尽力など実質的に浦としての役割を果たしていることを主張している。

【史料一四】（新川家文書通番八より抜粋）

乍恐言上

訴訟人

泉州湊浦

庄屋年寄浦人共

一泉州日根郡佐野浦の湊浦へ押領申承、去年志摩守様相絵図被為 仰付御裁許奉落着仕候、去夏之目安ニも書上候趣、佐野浦々浜ニ往古より代々私共商売之灰俵揚置、買手次第ニ売払来候、又佐野浦之者共にハ湊浦ニ而綱引守申候、例之通灰俵船ニ而持越置候処、佐野浦

之者共俵ニ留一切揚させ不申候処、則佐野二人を使出入之義ハ御裁許之上ニ而可被為 仰付候、夫迄ハ右之通ニと仕候へと度々断申候へ共一円承引不仕候、然上ハ向後此方之浦ニ而綱引を申間敷と申候へとも、兼而言候事にて重々ニ付少茂合点不仕候、我浜ニハ灰を置さず、人の浜ニ而自由ニ綱引我儘ニ仕候、殊田畑養ニ灰商売早商取前を見付候を留指当迷惑仕候、其上近在之百姓共迄耕作難泔仕申候、乍恐先規之通ニ被為 仰付被下候様ニ奉願候御事

一湊浦之義ハ以上四ヶ村浦山共ニ本高惣而九拾石余、小堀和泉守殿先祖四代以前之知行所ニ而及百年ニ百姓共ニ而御座候処ニ、浜統さの浦の押領申懸湊浦村高帳ニ者無之候と申上候、既文禄三年ニ浅野弾正忠様御検地帳ハ年貢地以納所仕来候ヲ出村など之事新敷偽言上仕候御事

一正保四年石河土佐守様御国絵図御仕立被遊度、私共在所ハ御書付無御座候由、相手分の申上候、昔有来候在所を御除被成候而申候ハ余り成義と奉存候御事

一式拾四年已前未之年者御制札御条文被為 下候刻、湊浦浦浜無之候へとも海辺近キ村ニ而■立置候様ニと被為 仰渡候由言上仕候、以之外成義と奉存候、泉州ニ無隠湊浦ニ浦浜無之と而取消偽と奉存候、乍恐御制札之写者懸申候、浦浜無御座候処ニ何のため之御制札ニ而候哉、相手分申上候事無心許奉存候、次ニ御高札之場所 御巡見衆様分御差図被下候様ニ被申上候、是又無紛虚言ニ而御座候御事一御公儀様海上之御役茂さの浦へ頼候而銀子ニ而賄来候処ニ、今更御年貢運上銀之様ニ申成シ公事工ミ仕候全御年貢銀ニ而も運上銀ニ而

も無御座候、則さの浦年寄共今年々指越候年中入用賄銀之証拠之手形所存仕候御事

一六年已前紀州船破損仕候、刺湊浦へ流寄候二付、如先規湊浦の介抱仕候処ニ佐野浦の押領申懸、堺 御奉行淡路守様ニ双方被為 召出仰付数通之証文御吟味之上証拠ニ被為立、尤湊浦ニ紛無御座候様被為 聞召分被 仰付候、其後度々私共支配仕候証文儘ニ御座候、然ルニさの之者共堺 御奉行所様分湊浦之義さの浦之支配ニ被為 仰付候由偽書上申候、後日をもかへり見す御公儀様ヲ奉掠候義を申上候御事

一当年正月十八日ニ湊浦へ寄船御座候而、私共介抱仕候処ニ隣在さの村・北出村両浦の何角押領申懸候、然共堺 御奉行所ニ而段々被為聞召分二月廿一日ニ 丹後守様分如先規之被為 仰付被下候御事

元禄三年午五月四日

湊浦庄屋

八郎左衛門

年寄

重右衛門

浦人

吉 兵 衛

同 七郎左衛門

同 次郎兵衛

御奉行様
京都へ指上候扣

同 嘉 兵 衛

同 徳左衛門

3 藤井村文書より

虫損による傷みが激しいものも多いが、水利に関する史料を紹介したい。藤井村に隣接する野村・沼村・別所村四ヶ村で権利を有する相池の水論に関するもので、宝暦十二年（一七六二）九月に藤井村・野村の庄屋・年寄連名で岸和田藩水奉行に宛てて出した再返答書とそれに付随している覚え書きである。藤井村・野村の主張は、沼村がこれまで以上の水を要求する「我儘」にあり、相池堤破損以前通りの分石設置を求めている。また、「南山水」についても村の取り決めの範囲を遵守することを望んでいる。相池の水利については、『岸和田市史』第三卷近世編二二六～二三二頁に詳しくあり、参照されたい。

【史料一五】（藤井村文書通番五）

（端裏書）

「再返答書

野 村

藤井村」

乍恐再返答書

相池上重水底水分石、先年堤破損仕候節流落候二付、分石未夕相極り不申候所、沼村分彼是被申候故、先達而書付を以御願奉申上候処、沼村・別所村より返答書被指出候二付、再返答被為 仰付 奉畏候

一分石之義四ヶ村相談之上建候様二両村分被申上候、左様之義二而ハ無御座候、九ヶ年以前戌年池破損之節、下地之分石相埋り候二付、水分難相知御座候故、四ヶ村立合其節之溜り水ニ杭木打置候、然所

沼村の申候ハ南山水先年七時取来り候処不足之由ニ被申候ニ付、四ヶ村役人共立合相談仕候得共、中々一応ニ而相濟不申候所、別所村彦左衛門殿挨拶旁以、先南山水拔ヶ様之時数を見為可申と有之候故、両三年右杭方木より五寸上ヶ申候、然所右杭印ニ而ハ朽候ニ付、右之印をふセ申候、重而決定仕候上ニ而上ヶ下ヶ可仕筈を申合セ置候、尤石代之義ハ右之代銀ニ而御座候

一右石印分折れ合ニ而式寸五歩下ヶ候扨と被申上候、全偽ニ御座候、曾以左様ニ而ハ無御座候、又々右石之際江近頃式寸高キ石を沼村の被建候、ヶ様成ル我儘被致、御苦勞ニ奉存候得共千万歎ヶ敷奉存候、且又野村・藤井村願上候通罷成候而も沼村へハ三步通り之水取被申候、少シニ而も南山水増候而ハ沼村計り之水ニ罷成候、左候得ハ下水無数村方、弥以及早損可申と彼是歎ヶ敷奉存候

一相池南山水七時宛取来り候段、沼村分被申候得共、七時ニ決シ申候事無御座候由ニ村々古老之者共申候、右相池之義ハ四ヶ村立合池、其上々松村之溝を借り候訳ニ而御座候得ハ時数之義も、乍恐上々様御留書ニも可有御座哉と奉存候、此段御吟味被為成下、右南山水時数相知候ハ、難有可奉存候、猶又分水之義日々刻限相改品替り候訳ハ、両村分被差上候別紙書ニ而相知申候哉と奉存候

一両村分被申上候通池重置以來四尺水込り多ク罷成候所、新堤故無心元奉存、兩度ニ壹尺除ヶ下ヶ、只今ニ而ハ増水三尺ニ而御座候処、沼村分彼是申候而、当年式尺三寸五分ニ而樋拵申候、尤右池分三尺溜り増候水を抜下ヶ申候得ハ、双方申分無之義かと、乍恐奉存候、勿論分石之義も両村分被申上候通、右池分三尺之増水積りを以建候

筈之所、我儘被致御苦勞ニ罷成候段至極奉恐入候、御慈悲之上古來之通三尺之増水積りヲ以分石建候様ニ両村江被為 仰付被下候様奉願上候

右奉申上候通相違無御座候、是迄分石相極り不申候ニ付、沼村分彼是被申掛候得共、日々之義御苦勞ニ奉成候段恐入、年々相對之趣を以分石建可申と奉存候所、沼村分新法ニ石建、其上南山水時数ハ無之候扨と紛敷被申候ニ付、無是非御苦勞ニ罷成候義ニ御座候、乍恐右之趣何卒御慈悲之上被為 聞召分被下候者、惣百姓難有可奉存候、以上

〔宝曆十二〕

藤井村庄屋

午九月十三日

市兵衛(印)

同年寄

吉右衛門(印)

野村年寄

清左衛門(印)

同

孫右衛門(印)

水御奉行中様

【史料一六】(藤井村文書通番六)

(端裏書)

「

野村

藤井村」

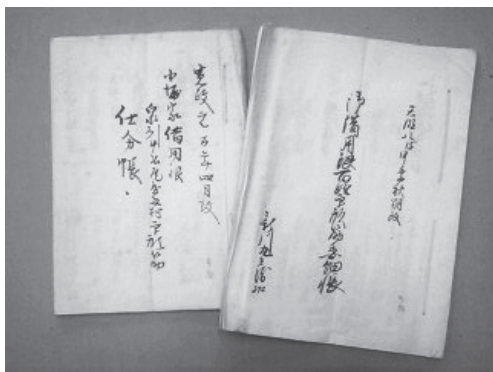
覚

- 一 戊年堤破損仕候ニ付上重水無御座候、溜り水杭木打置申候、
 - 一 翌亥年沼村ノ申候ハ南山水是迄七時宛取来り候処、亥年二時なりてハ無之不足之由被申候ニ付、右杭ノ式寸上ケ申候
 - 一 子年水重無御座候ニ付南山水無之候
 - 一 丑年沼村ノ申候ハ去ル亥年水重ニ而も不足之由被申候ニ付、又々壹寸上ケ申候
 - 一 寅年沼村ノ申候ハ先年寸法之通ニ而も不足之由被申候故、右杭ノ下地三寸上ケ有之候上ヘ式寸上ケ、都合五寸高ニ罷成候
 - 一 辰年右寸法之水重ニ而樋を抜候所、南山水壹日一夜之余も抜候ニ付、此積りを以分石相極候様ニ申候所、沼村ノ被申候ハ池下之大閘崩シ候故、樋をさシ申候ニ付相知れ不申候間、今年ハ延シ呉候様ニと沼村ノ達而被申候ニ付延引仕候
 - 一 巳年水重も無御座、其上新樋ニ罷成候ニ付様子難相知見合居申候
 - 一 当午年上重水式尺三寸五步拔下ケ申候、然処底樋拔候迄日数間取水重三寸へり候得共、三日三夜拔下ケ南山水四日目十時七步抜申候
 - 右之通年々相對を以樋を取水引仕候義相違無御座候、以上
- 午九月十三日

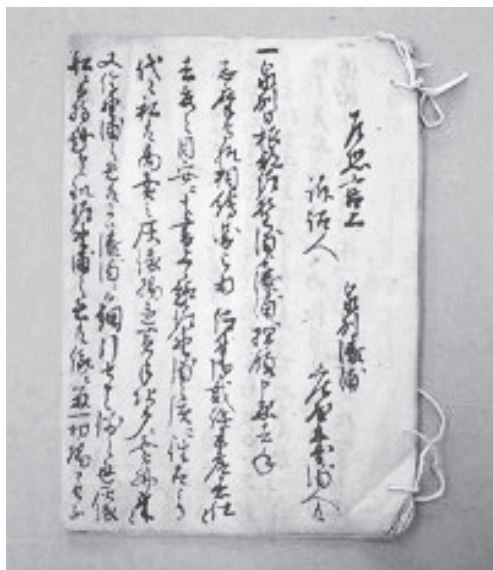
参考文献

- ・ 岸和田市史編さん委員会『岸和田市史』第七卷史料編Ⅱ 一九七九年
- ・ 近藤孝敏「貝塚寺内町の成立過程について―『貝塚寺内基立書』の史料批判を通じて―」（『寺内町研究』創刊号 一九九五年）

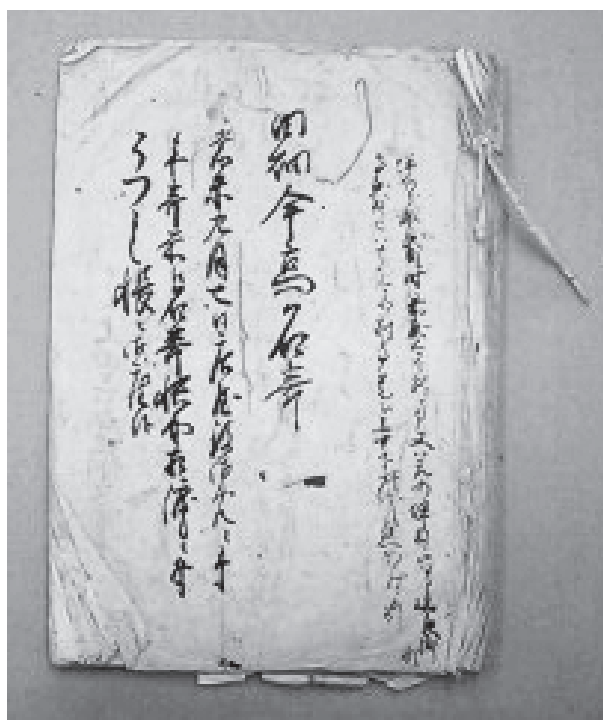
- ・ 岸和田市史編さん委員会『岸和田市史』第三卷近世編 二〇〇〇年
- ・ 吉井克信「貝塚寺内・願泉寺の由緒をめぐって」（大桑斉編『論集 仏教土着』法蔵館 二〇〇三年）
- ・ 上畑治司「貝塚寺内の成立過程についての一考察―近世の由緒書を中心に―」（『市大日本史』第七号 二〇〇四年）
- ・ 泉佐野市史編さん委員会編『新修泉佐野市史』第六卷史料編近世Ⅰ、清文堂出版 二〇〇五年
- ・ 泉佐野市史編さん委員会編『新修泉佐野市史』第七卷史料編近世Ⅱ・第八卷史料編近代Ⅰ、清文堂出版 二〇〇七年
- ・ 大澤研一「泉州のなかの貝塚願泉寺」（堺市博物館特別展図録『貝塚願泉寺と泉州堺』二〇〇七年）
- ・ 村井良介「戦国・織豊期和泉の政治権力」（泉佐野市史編さん委員会編『新修泉佐野市史』第一卷通史編自然―中世、清文堂出版 二〇〇八年）
- ・ 大澤研一「戦国時代の寺院と社会」（同右）



新川家文書 2



新川家文書 1



藤井村文書 1

〈卜半家文書〉

| 通番 | 整理番号 | 表 題 | 年 代 | 差出・作成 | 宛所 | 形態 | 数量 | 備 考 |
|----|-------|--|-------------|--|-----------------------|----|----|-----|
| 1 | 17-43 | 乍恐以書付御願奉申上候（手繰り船大綱作増舟出来仕候様船株持御赦免二付） | 宝曆3.10.- | 浦年寄 | 木原兵左衛門様・木原左内様・津田治部之進様 | 一紙 | 1通 | |
| 2 | 17-42 | 乍恐書付を以御願奉申上候（塩問屋株一株赦免二付） | 宝曆3.12.- | 加守屋庄兵衛 | 木原兵左衛門様・木原左内様・津田治部之進様 | 一紙 | 1通 | |
| 3 | 17-44 | 扣加守屋庄兵衛江申渡（魚問屋株新規手繰船大綱等差立候二付） | 西(宝曆3).12.- | | - | 一紙 | 1通 | |
| 4 | 15-12 | 乍恐書付を以御願奉申上候（御触從御番所地頭江被仰下候二付） | 明和3.7.- | 泉州四郡惣代庄屋共 | - | 一紙 | 1通 | |
| 5 | 15-3 | 乍恐口上（泉州南郡日根郡泉郡之内人力油稼四拾九人惣代油稼上納金二付） | 明和5.7.29 | 岸和田木屋佐太郎・米屋喜右衛門、佐野村田端屋善右衛門・高木屋佐兵衛、岡田村町屋忠七、湊村平衞屋九左衛門、卜半境内貝塚加守屋与三右衛門・山家屋彦右衛門 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | |
| 6 | 17-41 | 乍恐口上書を以奉申上候（塩屋伊右衛門塩株相体被申候故四軒以外望之者候ハ、御冥加銀指上候二付） | 明和6.11.朔 | 川崎屋嘉七・岸喜左衛門・江戸屋徳兵衛・中西久太郎 | 津田治部之進様 | 一紙 | 1通 | |
| 7 | 27-13 | 鉞脈試掘請負人井筒屋忠兵衛外四人諸荷物問屋株免許二付回船問屋支障取調之事 | 文化4.正.5 | - | - | 一紙 | 1通 | |
| 8 | 17-18 | 乍恐口上（堺より御尋之取扱人書二付） | 文化14.5.13 | 伊藤善左衛門・中村宇右衛門 | 熊田外記様・並河彦左衛門様 | 一紙 | 1通 | |
| 9 | 17-50 | 乍恐口上（諸色問屋御尋二付） | 文化14.6.22 | 泉州貝塚卜半境内町々年寄惣代丹波屋八郎右衛門・綿屋吉右衛門・蠟燭屋次郎兵衛 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | |
| 10 | 17-19 | 乍恐口上（魚問屋三好屋吉助魚売捌二付） | 文化14.11.晦 | 川崎屋嘉兵衛 | | 一紙 | 1通 | |
| 11 | 17-9 | 乍恐御願奉申上候（冥加銀軒別四株上納二付） | 天保2.12.16 | 喜兵衛、年寄病氣二付月行事蠟燭屋次郎兵衛 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | |
| 12 | 17-10 | 乍恐口上（上納銀差免御墨付御下々被下度候二付） | 天保3.12.- | 問屋中[印] | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 13 | 17-24 | 乍恐奉御歎願上候（干鰯屋一統卜塩問屋争論之儀二付） | 天保5.6.15 | 問屋中 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 14 | 36-5 | 乍恐奉追訟候（問屋株加入猶予之儀二付） | 天保5.6.18 | 問屋中 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 15 | 36-6 | 乍恐奉追訟候（次郎兵衛問屋之義御赦免無之様願上候二付） | 天保5.6.25 | 松屋安太郎・嘉中惣太郎代佐助・岸喜左衛門代徳治郎・中西永太郎代仁兵衛 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 16 | 17-27 | 乍恐書附を以奉申上候（治郎兵衛江諸色問屋被仰付候義者御免被為成下度候二付） | 天保5.7.2 | 松屋安太郎・嘉中惣太郎代茂七・岸喜左衛門代徳次郎・中西永太郎代仁兵衛 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 17 | 17-39 | 乍恐書附を以奉申上候（治郎兵衛江諸色問屋被為仰付候儀御免被成下候二付） | 午(天保5).7.2 | 加守屋甚右衛門代徳兵衛 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 18 | 17-23 | 乍恐御歎キ奉申上候（三軒問屋与対決願上候二付） | 天保5.7.25 | 明瀬長右衛門代彦兵衛 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |

| 通番 | 整理番号 | 表 題 | 年 代 | 差出・作成 | 宛所 | 形態 | 数量 | 備 考 |
|----|---------|----------------------------------|-----------|---|-------------------|----|----|----------------------|
| 19 | 17-20 | 乍恐御歎奉申上候(外三軒問屋与対決二付) | 天保5.7.27 | 南之町住吉屋治左衛門 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 20 | 17-22 | 乍恐書附を以御歎奉申上候(現銀同様之取引品物不調渡世困窮二付) | 天保5.7.27 | 南之町塩屋治郎兵衛 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 21 | 36-7 | 乍恐書附を以奉申上候(善七御召出之上御吟味被下度候二付) | 天保5.7.29 | 南町山田屋清兵衛・山田屋清右衛門、北町鹿嶋屋治兵衛、南町信の屋五郎兵衛、北町上之郷屋永吉 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 22 | 17-5 | 乍恐御歎奉願上候(南之町治郎兵衛江塩問屋職被仰付候二付) | 天保5.8.2 | 矢くら弥助 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 23 | 17-40 | 乍恐御歎奉願上候(治郎兵衛不埒之儀二付) | 天保5.8.3 | 塩小売屋中溝端喜兵衛(印)・高田屋長兵衛(印)・溝端助次郎・甲田源四郎(印)・木下喜兵衛(印)・小瀬屋吉兵衛(印) | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 24 | 17-21 | 乍恐御歎奉願上候(問屋職御免二付) | 天保5.10.27 | 松屋安太郎・嘉中惣太郎代又七・岸喜左衛門代徳次郎・中西永太郎代仁兵衛 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 25 | 17-6 | 乍恐口上(塩屋次郎兵衛問屋組合御差留二付) | 天保6.2.17 | 南之町塩屋治郎兵衛 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 26 | 17-12 | 乍恐書附を以奉願上候(問屋職御断二付) | 天保6.8.25 | 問屋仲[印] | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | (差出印)「泉州貝塚四海安全仲間屋組合」 |
| 27 | 36-4 | 乍恐御請奉申上候(問屋無株御免二付) | 天保6.8.28 | 南之町塩屋治郎兵衛 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 28 | 36-13 | 乍恐御請奉申上候(問屋仲間古来通り被為仰付候二付) | 天保6.8.30 | 廣海惣太郎代又七・岸喜左衛門・中西永太郎代儀八郎 | 御用御役所 | 一紙 | 1通 | |
| 29 | 17-16 | 乍恐口上(嘉中惣太郎問屋商売取続方二付) | 天保6.2.17 | | | 一紙 | 1通 | |
| 30 | 17-46 | 乍恐御願奉申上候(四屋株差免被下度候二付) | 天保6.-.- | 問屋中 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 31 | 17-3 | 証札(銀五拾貫目融通方二付) | 嘉永4.12.- | 松屋安太郎・廣海惣太郎代又七・岸喜左衛門・中西永太郎代仁兵衛 | 目黒平右衛門様・並河主計様 | 一紙 | 1通 | |
| 32 | 17-49 | [達](懸屋四人之者不届次第二付) | 嘉永6.12.- | 湊御殿御広敷御融通方役所 | 卜半真教院熊田式部之丞・丹羽右兵衛 | 一紙 | 1通 | |
| 33 | 23-14 | 乍恐口上(干鯛俵上納二付) | 安政5.2.- | 了諦・了達 | 明瀬長右衛門殿 | 一紙 | 1通 | |
| 34 | 17-17-1 | 乍恐御訴(喜右衛門御留置御赦免之儀二付) | 文久元.4.24 | 干鯛屋仲年行事尾佐近右衛門・同亀之助・松屋嘉兵衛 | 熊田図書様 | 一紙 | 1通 | |
| 35 | 17-17-2 | 差上申一札之事(市次郎より御吟味下ヶ之儀二付) | 文久元.4.26 | 泉州貝塚卜半境内塩屋万八郎・娘てい病氣二付代伯父市次郎・月行事春木屋八兵衛 | - | 縦帳 | 1冊 | |
| 36 | 17-48 | 乍恐書付を以御願奉申上候(亡父同様二魚問屋支配方被仰付度候二付) | 文久元.12.7 | 御朱印地泉州泉郡貝塚卜半真教院境内西之町喜右衛門・南之町久次郎・南之町万八郎死跡てい病氣二付伯父市次郎・西之町月行司八兵衛・南之町月行司甚兵衛 | - | 縦帳 | 1冊 | |

| 通番 | 整理番号 | 表 題 | 年 代 | 差出・作成 | 宛所 | 形態 | 数量 | 備 考 |
|----|-------|--|--------------|------------------------|----------|----|----|-----|
| 37 | 17-29 | 御請書(魚市屋支配仰付候並小間物屋孫次郎唐津屋市郎兵衛共金銀取引仕候旨届出仕候二付) | 文久2.5.- | 川崎屋嘉兵衛 | 熊田凶書様 | 一紙 | 1通 | |
| 38 | 36-1 | 御書下ヶ之事(魚市屋株支配被仰付候二付) | 文久2.5.- | 金屋晋平 | 北御屋敷御役人中 | 一紙 | 1通 | |
| 39 | 17-15 | 早瀬晋平控(地子銀町支配銀御免除二付) | 文久3.8.- | 朝山新八郎・並河大炊 | 早瀬晋平殿 | 一紙 | 1通 | |
| 40 | 36-9 | 御尋二付乍恐愚案奉申上候(亡父同様魚問屋支配被仰付度候二付) | 元治元.8.9 | 熊田内記 | 早瀬晋平宛 | 一紙 | 1通 | |
| 41 | 36-10 | 乍恐書附を以奉申上候(魚問屋支配被仰下度候二付) | 元治元.8.晦 | | | 一紙 | 1通 | |
| 42 | 17-30 | 新魚市屋取建二付早瀬晋平申渡控 | 子(元治元).9.(4) | | | 一紙 | 1通 | |
| 43 | 36-11 | 乍恐御内伺奉申上候(魚問屋支配被預り替候二付) | 慶応3.10.10 | 沼寫屋八郎兵衛・早瀬晋平 | - | 一紙 | 1通 | |
| 44 | 17-36 | 乍恐奉願上候(魚問屋御開濟二付) | 明治2.9.28 | | | 一紙 | 1通 | |
| 45 | 17-35 | 乍恐口上(株帳持參被仰付候二付) | 明治2.9.晦 | 金屋喜右衛門 | 堺県御役所 | 一紙 | 1通 | |
| 46 | 17-31 | 目録覚(御益銀他上納二付) | 明治2.12.- | 早瀬晋平 | 堺県御役所 | 一紙 | 1通 | |
| 47 | 17-33 | 魚問屋支配入金屋喜右衛門二付諸書附在中 | 明治2.秋 | 早瀬晋平 | 御役所 | 一紙 | 1通 | |
| 48 | 17-13 | 覚(預り銀他上納二付) | 子.11.13 | - | - | 袋 | 1点 | |
| 49 | 17-45 | 覚(塩運上銀差上申候二付) | 寅.12.27 | 金屋喜右衛門 | 丹羽隼人様 | 一紙 | 1通 | |
| 50 | 17-14 | 目録(御益出勤料他二付) | 卯.12.24 | 問屋中代川崎屋嘉七 | - | 一紙 | 1通 | |
| 51 | 17-11 | 覚(冥加銀落手二付) | 亥.8.- | 早瀬 | 御役所 | 一紙 | 1通 | |
| 52 | 17-47 | 口上(魚問屋仲間へ御預被下度候二付) | 亥.9.29 | 丹羽隼人 | 早瀬晋平殿 | 一紙 | 1通 | |
| 53 | 17-28 | 覚(魚仲買江貸附高二付) | - . 正 . 19 | 並河左衛門・木原 | 新川連殿 | 一紙 | 1通 | |
| 54 | 27-12 | 切紙(仙台鑄錢員数取調二付) | - . 4 . 晦 | - | - | 一紙 | 1通 | |
| 55 | 17-32 | 御冥加銀上納他覚書 | - | 茶屋為次郎・布屋七郎右衛門・銀方金屋喜右衛門 | - | 一紙 | 1通 | |

〈新川家文書〉

| 通番 | 整理番号 | 表 題 | 年 代 | 差出・作成 | 宛所 | 形態 | 数量 | 備 考 |
|----|---------|--|------------------|---|-----------------|----|----|--|
| 1 | 13-A-1 | [付札](佐野村・鶴原村浦方双論書付三通) | (承応2.10.21) | — | — | 付札 | 1点 | |
| 2 | 13-A-2 | 証文之事(佐野鶴原両浦之境出入二付) | 承応2.10.21 | 鶴原浦年寄介左衛門・利右衛門・長兵衛・村庄屋所右衛門・源右衛門・又左衛門 | 灘目御扱衆中 | 一紙 | 1通 | |
| 3 | 13-A-3 | [証文](佐野鶴原両浦之境出入二付) | 承応2.10.21 | 春木浦又兵衛・岸和田浦清兵衛・仁左衛門・嘉祥寺浦北左近・南右衛門・助兵衛・次左衛門・岡田浦庄兵へ・李兵へ・権右衛門・樽井浦右馬太郎・左兵衛・善左衛門 | 鶴原浦御年寄中・村御庄屋中 | 一紙 | 1通 | |
| 4 | 13-A-4 | 今度田地鶴原浦之境出入ニ其外ニ而御公儀様より岸和田御領内浦々年寄共被仰付扱申候事 | 承応2.10.21 | 岸和田浦庄屋清兵へ・年寄仁左衛門・嘉祥寺浦庄屋北左近・年寄南右衛門・助兵衛・治左衛門・岡田浦庄屋庄兵へ・年寄李兵へ・権右衛門・樽井浦庄屋右馬太郎・年寄左兵へ・善左衛門 | 佐野浦御年寄中 | 一紙 | 1通 | |
| 5 | 15-36 | 乍恐返答御訴訟之事(佐野より御領内中ノ庄分へ杭を打越候儀二付) | 寛文5.極.6 | 泉州中庄内湊村半太夫(印) | 小堀五右衛門様・小堀八郎兵衛様 | 一紙 | 1通 | |
| 6 | 13-C | [口上書綴](中庄村出村湊村浜之儀佐野浦支配二付) | 元禄2.閏正.21~3.9.15 | (佐野浦庄屋・年寄・浦人、湊浦庄屋・年寄・浦人) | 御奉行様 | 縦帳 | 1冊 | 11通を一緒に写す |
| 7 | 15-31 | 乍恐謹而言上仕候(佐野浦儀鶴原浦境より嘉祥寺浦境迄支配仕候二付) | 元禄2.閏正.21 | 庄屋重郎太夫・久左衛門・年寄喜兵へ・市左衛門・浦人共 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | (端裏書)「さのより京へあけ申目安扣」 |
| 8 | 13-B | [口上書綴](佐野浦より湊浦へ押領申懸候儀二付) | 元禄3.2.21~4.2.25 | 湊浦庄屋八郎左衛門・年寄重右衛門・浦人吉兵衛・七郎左衛門・次郎兵衛・嘉兵衛・徳左衛門 | 御奉行様 | 縦帳 | 1冊 | 4通を一緒に写す |
| 9 | 15-30 | 乍恐謹而言上(佐野浦儀鶴原浦境より嘉祥寺浦境迄支配仕候二付) | 元禄11.12.4 | 泉州日根郡佐野浦庄屋十郎太夫・久左衛門・年寄七郎右衛門孫三郎・孫次郎・浦人共 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | (奥書差出)駿河御印・丹後同、(奥書宛所)泉州日根郡中ノ庄村湊村・北出村庄屋・年寄共、(奥書年代)寅.12.11 |
| 10 | 13-D | 乍恐返答書差上申候(湊村御高札立替之儀二付) | 元禄12.正.18 | 泉劔日根郡湊浦庄屋八郎左衛門・年寄重右衛門・浦人徳左衛門・七郎左衛門・次郎兵衛・嘉兵衛・吉兵衛・三郎兵衛 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | |
| 11 | 15-24 | 乍恐御訴訟申上候(四年以前因果候私親佐野村与治兵衛跡式之儀我等ニ相極候処埒明不申候二付) | 正徳5.11.27 | 田出村与七郎(印) | 新川五左衛門様 | 一紙 | 1通 | |
| 12 | 13-33 | 湊浦新屋忠左衛門船十九端帆船頭水主合拾四人乗田舎江商売ニ罷下り候二付御請状 | 宝暦11.正.28 | 船主新屋忠左衛門(印)、船頭同仲右衛門(印) | 新川五左衛門様 | 一紙 | 1通 | |
| 13 | 15-25-1 | 乍恐以書附奉申上候(泉州絞油屋へ年頭八朔御礼被相勤候段御頼奉申上候儀来春迄御差延シ被為成下度候二付) | 明和元.閏12.24 | 油屋共惣代連印 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | |

| 通番 | 整理番号 | 表題 | 年代 | 差出・作成 | 宛所 | 形態 | 数量 | 備考 |
|----|---------|--|--------------|--|-----------------------------|----|----|----------------------------------|
| 14 | 24-22-1 | 乍恐書付を以奉願上候（御当地帯屋四郎兵衛より御頼上候儀二付） | 明和元・閏12.26 | 油屋共惣代連印 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | |
| 15 | 15-25-2 | 口上（御番所様へ差上候処日延不相叶書付御下ケ被為成候二付） | (明和元)・閏12.28 | 新屋善兵衛(印) | 新川五左衛門様 | 一紙 | 1通 | |
| 16 | 24-22-2 | 口上（御番所様へ差上申候願書之儀追而御評定可被成候二付） | (明和元)・閏12.28 | 新屋善兵衛 | 新川五左衛門様 | 一紙 | 1通 | |
| 17 | 15-19 | 乍恐以書付奉願上候（菜種油向寄之商人ニ売払候儀御差留ニ而田地相続難義ニ相成候二付） | 明和3.6.4 | 年行司新左衛門(印)・徳左衛門(印)、年寄治右衛門(印)・武右衛門(印)、庄屋長右衛門(印)・又左衛門(印) | 新川五左衛門様 | 一紙 | 1通 | |
| 18 | 15-10 | 乍恐書付を以テ御願奉申上候（人力油稼貳拾九人菜種端た物買受之儀御免被為成下度候二付） | 明和5.7.29 | 貳拾九人惣代岸和田彦屋佐太郎・米屋喜右衛門、佐野村田端屋善右衛門・高松屋佐兵へ、岡田村町屋忠七、湊村平奈屋九左衛門、貝塚加守屋与三右衛門・山家屋彦右衛門 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | |
| 19 | 13-19 | 乍恐御願奉申上候（農業之透間ニ浦方ニ而蛸壺つけ漁事御赦免被成下度候二付） | 明和9.4.16 | 庄屋又左衛門(印)・長右衛門(印)、年寄治右衛門(印) | 新川五左衛門様 | 一紙 | 1通 | |
| 20 | 15-16 | 乍恐御訴訟（八丈喜兵衛ら三人之者共辰年之合力米相渡し当巳正月より毎月合力銀致し呉候様ニ被為仰付被下度候二付） | 安永2.8.13 | 神明寺町専修寺境内野口定右衛門支配借家八丈源兵衛・寺惣代野口定右衛門 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | (裏書差出) 筑前御印、(裏書年代) 巳. 8. 13 |
| 21 | 15-27 | 御尋ニ付奉申上候覚(覚兵衛様品々不審之筋二付) | 安永3.10.2 | 瓦屋村百姓共助右衛門(印)ほか29名 | 新川五左衛門様 | 縦帳 | 1冊 | |
| 22 | 13-34 | 一札之事（樽井浦小廻し船北風強吹かけ難儀仕御当浦江着御助抱仕候二付） | 安永6.8.29 | 泉州樽井浦船主六兵衛、船頭吉兵衛、水主兵右衛門・喜市郎、積荷主四郎兵衛 | 泉州日根郡中之庄御庄屋長右衛門様、湊浦御年寄重右衛門様 | 一紙 | 1通 | |
| 23 | 31-19 | 泉州御領分村方百姓借受御借用銀覚 | 天明8.6.- | 高橋権太夫(印)・小堀五左衛門(印)・長屋勘右衛門(印) | 新川九兵衛殿・新川又七郎殿・村々印形人中 | 縦帳 | 1冊 | (表紙)「新川九兵衛・新川又七郎」 |
| 24 | 31-20 | 小堀和泉元領分泉州日根郡中庄瓦屋村五ヶ年物成書上帳 | 天明8.6.- | 小堀和泉元領知預中庄村新川九兵衛・瓦屋村新川又七郎 | - | 縦帳 | 1冊 | |
| 25 | 7-12 | 御借用銀百姓印形筋委細帳 | 天明8.季秋.- | 新川九兵衛 | - | 縦帳 | 1冊 | |
| 26 | 31-22 | 小堀和泉借用銀泉州日根郡中庄村瓦屋村百姓共借請印形高辻帳 | 天明8.8.- | 新川九兵衛(印)・新川又七郎(印) | - | 縦帳 | 1冊 | (表紙)「天明八戊申年八月廿三日石原清左衛門様御役所江差出候扣」 |
| 27 | 31-21 | 小堀和泉元領分泉州日根郡中庄瓦屋村米納石此記覚・俵仕分帳 | 天明8.9.- | 新川九兵衛 | - | 縦帳 | 1冊 | |
| 28 | 7-13 | 小堀家借用銀泉州中庄瓦屋村印形筋仕分帳 | 寛政元.4.- | - | - | 縦帳 | 1冊 | |
| 29 | 31-23 | 覚(大坂・堺御役所御貸下銀等小堀和泉元領分泉州日根郡村々百姓共借請勝手向入用仕候儀二付) | 西(寛政元カ).4.- | 新川又七郎印・新川九兵衛印 | 石原清左衛門様御役所 | 一紙 | 1通 | |

| 通番 | 整理番号 | 表 題 | 年 代 | 差出・作成 | 宛所 | 形態 | 数量 | 備 考 |
|----|---------|------------------------------------|--------------------|---|------------------|----|----|---|
| 30 | 29-2 | 讓渡申新田証文之事（以前佐野村食野吉左衛門相求所持候田地ニ付） | 天保14.8.- | 新田讓主俵屋新田太兵衛（印抹消）、年寄無之候ニ付組頭善作（印抹消）・弥右衛門（印抹消）・市右衛門（印抹消）・吉平（印抹消）・三右衛門（印抹消）・伝治（印抹消） | 塩屋治郎兵衛殿 | 一紙 | 1通 | （奥書差出）渡辺次郎左衛門（印抹消）、（奥書年代）卯.9.2 |
| 31 | 29-5 | 覚（田地御口入御礼金請取ニ付） | 弘化4.4.24 | 新田藤右衛門 | 平奈九左衛門様 | 一紙 | 1通 | |
| 32 | 29-3 | 讓渡申新田証文之事（俵屋新田三拾式ヶ所） | 弘化4.4.- | 俵屋新田讓り主菊太兵衛（印）、証人豊吉（印）・要源太夫（印） | 平松九左衛門殿・角兵衛殿 | 一紙 | 1通 | （奥書差出）渡辺治郎左衛門（印）・矢倉与市（印）、（奥書年代）未.4.- |
| 33 | 29-4 | 俵屋新田養水為取替一札之事 | 弘化4.4.- | 俵屋新田讓り主太兵衛（印）・豊吉（印） | 平松九左衛門殿・角兵衛殿 | 一紙 | 1通 | |
| 34 | 29-6 | 俵屋新田養水為取替一札之事 | 弘化4.4.- | 湊村平松彦左衛門・中吾 | 俵屋新田菊太兵衛殿 | 一紙 | 1通 | |
| 35 | 29-7 | 小作証文之事（俵屋新田田地式ヶ所） | 嘉永6.3.- | 小作人東長滝村大津屋新田京都生伝太夫（印）、請人庄藏（印） | 平松ノ角兵衛 | 一紙 | 1通 | |
| 36 | 21-42 | 乍恐御願奉申上候（新家上村八三郎江之貸付銀相滞候儀ニ付） | 安政5.12.- | 中庄湊村願人新屋忠兵衛（印） | 岸和田御役所 | 一紙 | 1通 | （奥書差出）庄屋格又左衛門（印）、（裏書差出）岸和田役所（印） |
| 37 | 27-9 | 乍恐書付を以奉願上候（以前之通郷土御取立被為成下度候ニ付） | 文久元.-.- | 泉州日根郡中庄村九兵衛 | 荒木為三郎様・和田豊三郎様 | 縦帳 | 1冊 | |
| 38 | 13-22-1 | 口上之覚（湊浜屋敷五左衛門支配争論ニ付） | 卯.10.12 | 小堀半兵衛（印） | 和田兵左衛門殿 | 一紙 | 1通 | |
| 39 | 13-22-2 | [申渡]（五左衛門願其方存寄之通ニ申付候ニ付） | （卯）.10.27 | 和泉守（花押） | 小堀半兵衛殿 | 一紙 | 1通 | |
| 40 | 15-9 | 乍恐指上申返答書（佐野と中之庄と両境屋敷御訴訟之儀ニ付） | 巳.極.4 | 泉州中之庄湊村半太夫 | 小堀五右衛門様・小堀半兵衛様 | 一紙 | 1通 | |
| 41 | 31-24 | 未年諸渡方（泉州方御借用筋引受取計可申候ニ付） | （未）.4.- | 新川九兵衛 | - | 一紙 | 1通 | （奥書差出）西村半治・高橋権太夫・加藤又兵衛、（奥書宛所）新川九兵衛殿、（奥書年代）未.5.- |
| 42 | 27-60 | [書状]（御公儀様より在々鉄炮御改之儀ニ付） | - . 2 . 9 | ■野佐右衛門（花押） | 新川五左衛門様・新川三郎右衛門様 | 一紙 | 1通 | |
| 43 | 15-18-2 | [書状]（稲方虫付之儀百姓共相願申候様子旦那様江被仰上被下度候ニ付） | - . 7 . 23 | 新川又七・新川五左衛門 | 横山郡八郎様 | 横帳 | 1冊 | |
| 44 | 15-18-1 | [書状写綴]（殿様御病平癒御祈禱之儀ニ付） | - . 7 . ~ . 8 . 13 | 新川又七・新川五左衛門 | （小室藩重職ら） | 横帳 | 1冊 | 14通の書状を写す |
| 45 | 15-26 | [書状]（中庄方年貢庄屋年寄へ申付候儀ニ付） | - . 8 . 10 | 小権左衛門（花押） | 新川五左衛門殿 | 一紙 | 1通 | |

| 通番 | 整理番号 | 表題 | 年代 | 差出・作成 | 宛所 | 形態 | 数量 | 備考 |
|----|-------|--------------------------------|----------|------------|---------------|----|----|----|
| 46 | 13-35 | [書状] (当立毛不作之儀瓦屋村一町余之損毛中庄も同様二付) | -. 9. 26 | 小権左衛門重(花押) | 新川五左衛門殿・新川又七殿 | 一紙 | 1通 | |

〈藤井村文書〉

| 通番 | 整理番号 | 表題 | 年代 | 差出・作成 | 宛所 | 形態 | 数量 | 備考 |
|----|---------|--|----------------|---|----------------|----|----|--|
| 1 | 23-18 | 乍恐口上書(藤井村・野村田地争論二付) | 宝永6. 3. 11 | 藤井村庄屋市兵衛、年寄安右衛門、組頭四郎右衛門・太郎右衛門 | 荒木吉右衛門様・西村善太夫様 | 一紙 | 1通 | |
| 2 | 17-26 | [願書](御年貢方御上納可仕手立も無御座候二付) | 寅(宝永7). 閏8. 19 | 藤井村庄屋市兵衛 | - | 一紙 | 1通 | 前欠 |
| 3 | 17-34 | 本銀返壳渡申田地之事 | 正徳6. 6. 2 | 藤井村庄屋市兵衛(印)、年寄安右衛門(印)、組頭四郎右衛門(印)・勘左衛門(印) | 菱木村楠本喜兵衛殿 | 一紙 | 1通 | (裏書) 谷久兵衛(印切取)・吉田弥太夫(印切取)・中村伊左衛門(印切取) |
| 4 | 23-13 | 乍恐願書(太田池御見分之上普請仕候様被為仰付候儀二付) | 巳(寛延2). 正. 25 | 藤井村庄屋平右衛門・年寄久太夫 | 御奉行様 | 一紙 | 1通 | (端裏書)「寛延弍巳正月指上候扣へ」 |
| 5 | 17-25-1 | 乍恐再返答書(相池上重水底水分石堤破損之節流落候而分石未夕相極不申候儀二付) | 宝暦12. 9. 13 | 藤井村庄屋市兵衛(印)・年寄吉右衛門(印)、野村年寄清左衛門(印)・孫右衛門(印) | 水御奉行中様 | 一紙 | 1通 | (端裏書)「再返答書 野村・藤井村」 |
| 6 | 17-25-2 | 覚(戌年より池水取扱之儀二付) | 午(宝暦12). 9. 13 | - | - | 一紙 | 1通 | |
| 7 | 17-8 | 田畑今高名寄(百姓拾人前壳田地利詫致し株々平均仕候二付) | 明和3. 9. - | 藤井村世話人春木村庄屋源左衛門・別所村庄屋彦左衛門 | - | 縦帳 | 1冊 | 虫損大、(表紙)「当未九月七日庄屋役御免二付年寄前江名寄帳面相渡候二付うつし帳二御座候」 |
| 8 | 23-19 | 乍恐御歎奉申上候(当暮御取納筋渴々奉勤上候様御慈悲之御沙汰被為成下度候二付) | 天保4. 12. - | 藤井村庄屋治右衛門(印)、年寄彦左衛門(印) | 御代官中様 | 一紙 | 1通 | (裏書差出) 了簡人西之内村庄屋府右衛門(印) |